

「令和5年度トリポリーン！使節団 COP28 派遣事業」に係る手配業務 委託仕様書

本仕様書は、鳥取県(以下「委託者」という。)が行う「令和5年度トリポリーン！使節団 COP28 派遣事業」に係る手配業務(以下「本業務」という)を委託するにあたり、その仕様等に関して必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

「令和5年度トリポリーン！使節団 COP28 派遣事業」に係る手配業務

2 業務の目的

県内の高等教育機関から選抜した学生を第28回気候変動枠組条約締約国会議(COP28)(以下「COP28」とする。)の現場へ派遣し、国際会議の視察や関連イベント等への参加を通じて世界の脱炭素の取組を学ぶ事業を実施することで、脱炭素社会の実現に向けて中心的な役割を果たす若者の人材育成を行うものとする。

3 業務の期間

契約締結日から令和6年3月15日(金)まで

4 業務の内容

(1) COP28 派遣に係る国際航空券等の手配・支払業務

COP28 派遣に係る手配・支払業務は以下のとおりとし、派遣に係る日程は別添のとおりとする。なお、COP28 の開会日程の確定に伴って、手配・支払業務が変更となる可能性があるものとする。

ア. 国際航空券の手配・支払(見積時は以下で積算。)

羽田空港→ドバイ国際空港 250,000 円/名×8名=2,000,000 円(税込)

イ. 鳥取県内空港から出国する国際空港までの国内交通手段の手配・支払(見積時は以下で積算。)

鳥取空港→羽田空港往復 66,000 円/名×8名=528,000 円(税込)

ウ. 宿泊先の手配・支払

別添の日程中の8名・4泊分の宿泊先の手配・支払いを行うものとする。なお、宿泊先については COP28 会場である EXPO CITY DUBAI(Expo City Dubai, Expo Road, Dubai South Jebel Ali, Dubai, UAE)へ原則30分以内に移動が可能な範囲のホテルとし、手配に際しては委託者とよく調整することとする。(見積時は以下で積算。)

25,000 円/名×8名×4泊=800,000 円(税込)

エ. 海外旅行保険の手配・支払

別添の日程の8名分について手配・支払を行うこととする。

オ. 施設入館料等の支払(見積時は総額 50,000 円(税込)で積算。)

別添の日程中の施設入館料等の支払いをすることとする。

カ. 謝金・コーディネート費等の支払(見積時は総額 66,000 円(税込)で積算。)

当該派遣事業の企画・実施に際し外部に支払う謝金・コーディネート費等について支払いをすることとする。

キ. 査証・旅券取得支援及び取得費用の支払(見積時は総額 66,000 円(税込)で積算。)

8名分の渡航に必要な査証・旅券取得支援及び取得費用の支払を行うこととする。なお、実施に際しては委託者とよく協議することとする。

(2) 事前研修及び帰国後報告会開催に係る手配業務

COP28 に派遣する学生への事前研修及び帰国後に参加した学生の報告会開催に係る手配業務は以下のとおりとする。

ア. 事前研修の実施に係る会場等の手配・支払(見積時は総額 200,000 円(税込)で積算。)

事前研修の実施に係る会場の手配・支払をこととする。なお、日程及び会場の選定に際しては、委託者と十分に協議を行うこととする。

イ. 帰国報告会の実施に係る会場等の手配・支払(見積時は総額 200,000 円(税込)で積算。)

帰国報告会の実施に係る会場の手配・支払をすること。なお、日程及び会場の選定に際しては、委託者と十分に協議を行うこととする。

ウ. 研修講師謝金・交通費の支払(見積時は以下で積算。)

事前研修及び帰国報告会の実施に係る講師への謝金・交通費の支払をすることとする。なお、実施に際しては委託者とよく協議することとする。

研修講師謝金 9,000 円/名×5 名×2 回=90,000 円(税込)

研修講師交通費 66,000 円/名×5 名×2 回=660,000 円(鳥取空港－羽田空港往復)(税込)

5 本業務の留意事項

業務の実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。

- (1) COP28 の全体日程の確定に伴い内容が変更となる可能性があるため、手配等を進めるにあたっては委託者とよく協議を行うこととする。
- (2) 日程や内容に変更が生じた際には、委託者と協議の上委託料の増額又は減額を行う可能性があるものとする。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染状況等によっては、当該派遣事業を中止する可能性がある。その場合の委託料については、委託者は、キャンセル料及び手数料を含め、中止決定までに要した経費を受託者に精算払することとする。
- (4) その他疑義が生じた場合には、委託者と協議の上決定することとする。

6 完了報告書

受託者は、本業務を完了したときは、7の提出期限までに完了報告書を委託者に提出し、委託者の確認を受けるものとする。

7 完了報告書提出期限

令和6年3月15日(金)

8 その他

- (1) 委託者と定期的に打合せができる体制とするものとする。
- (2) 受託者は、本業務により知りえた情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他の者に漏洩してはならないものとする。なお、本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とするものとする。
- (3) 受託者は、本業務を行うために発注者から貸与された情報等を滅失、改ざん及び破損してはならないものとする。
- (4) 本業務において取り扱う個人情報については、別記の個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項のとおりとする。

する。

(5) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が必要に応じて協議するものとする。